

地域福祉活動職員の

福岡

# ま な こ

社協活動前進のために

No.44・45 1999年2月発行 福岡県地域福祉活動職員連絡会 まなこ編集委員会 印刷 コロニー印刷

福岡県地域福祉活動職員連絡会会員の皆さん、はじめまして。私は、去る六月一四日実施されました、福岡県京都郡豊津町の町長選挙に初めて立候補し、皆様方の心温まるご支援によりまして、初当選させていただきました、畑中茂広と申します。

今回この皆様方の「まなこ」に投稿依頼がありましたのは、選挙が終わって間もない七月の初め頃だったと思います。電話での御依頼に、「はいわかりました。」と答えたものの、七月一〇日初登庁、その後の殺人的とも言える、各方面への挨拶回り、庁内各課の業務の勉強、課題の把握等々。安請合いした我身の浅はかさと、反省と共に、後悔している次第です。しかし、今回のテーマ「介護保険導入後の自治体と社協」は、私自身が、町政を担う立場からも避けては通れない今日の重要な課

特集  
「介護保険導入後の自治体と社協」  
豊津町長 畑中茂広

題でもありますので、私の介護保険導入に際しての保険者（自治体）としての考え方を整理する意味も含めて御投稿させていただきます。

本題に入る前に、私の経歴に付いて少しお話し申し上げます。

私は、一九七五年九州大学薬学部を卒業しました。その後、一年間の民間製薬会社で薬のプロパー（販売員）を経験した後、福岡県庁に入庁。平成十年三月退職までの二二年間、保健所の食品衛生監視、環境衛生監視、業務等のいわゆる「取り締り」行政の一員として働いてきました。従いまして、本来であれば、福祉の「ふの字」も基礎的知識がある身ではありませんでした。

ところが、県職員二二年間の終りの五年間を、組合活動専従という身分で過ごす中で、自治労（全国自治団体労働組合）の県本部政策局の仕事にさせていただきました。労働組合と言え、赤旗、赤腕章をして、「自らの賃金労働条件改善」のみを主張する団体のように思われがちですが、私の所属する政策局は、自治体の政策について国がどのように考え、県は何を思い、市町村の実態は今、どうなっているのか、そして、どうあるべきかを追求し実践する部局でした。また幸いなことに、私は自治労中央の衛生医療評議会という所で役員をさせていただきました。折も折、今回の介護保険法制定の動きが開始をされて行きました。自治労は、国（厚生省）との直接交渉をくり返し

実施しながら、介護の社会化、公平・公正な国民の権利としての福祉の一環としての介護サービスの実施を追求してきました。私は、そのような時期に自治労中央の社会福祉協議会の仲間と共に、厚生省の皆さんと意見交換する機会を与えられたことを、自らの福祉に対する知識の無さを棚に上げつつ幸せに思いもしました。

又、県本部政策局にあつては、社会福祉関連の皆さんのお世話をさせていただく中で、多くの社協の仲間や、ヘルパーの皆さんと意見交換する機会を得ました。その中で、市町村における福祉の実態や、市町村社協の置かれている立場等が次第に解かってくるようになりしました。

少々前置きが長くなりましたが、このような経歴の中で私が今考えている「介護保険法」への思いと、自治体の役割、社協の役割についてお話しいたします。

介護がなぜ社会的議論になってきたのか？（法律制定の背景）

一九四五年第二次世界大戦の敗戦時我国は、大混乱の中で何とか生命を守り、生きていくことで精いっぱいだった。況でした。そのような中では、弱者、高齢者、病人、障害者は、社会全体から見捨てられ、無念の内に葬られていきました。かろうじて、家族や親族の出来る範囲での看護や介護を受けることがせきのやま、それも、身内の愛情

にすぎず外すべがありませんでした。やがて、諸先輩方の努力が実を結び、我国も戦後の混乱から脱却していき、社会保障制度も少しずつ充実されてきました。例えば昭和二五年の生活保護法、昭和三六年国民皆保険制度の完成等々。これらの社会保障制度の充実により、子どもの生活は大きく向上していきました。今や国民の大多数が物質的豊かさを感じ得るまでに、経済的には成長してきたと言えます。しかし、こうした経済の高度成長の波に乗った我国の「福祉」は、国や地方公共団体が、弱者救済、即ち「保護してやる」という形で発展してきたことは、否定できない事実だと思います。これまでの行政処分としての福祉の措置制度は、措置する側とされる側の力関係がハッキリしています。そのため、住民(市民)によっては、「私はお上の世話にはなりたくない。」と強く福祉の申請をこぼむ方が出て来たりしています。これが現在の我国の「福祉」の現状であり、限界であると思います。

一方我国の高齢化は、他国に類を見ないスピードで進んできました。とりわけ過疎化の著しい市町村においてはすでに高齢化率が二五%を超えた自治体もあります。人口が高齢化すること自体何も悲観することはないと考えています。なぜなら、現在六五歳以上の方の九〇%程度が、健康な高齢者であり、自立した生活が十分可能な方であるからです。要は、こうした健康な高

齢者の皆さんが今後もずっと健康で長生きする方策をいかにして創り出すかということだと思います。これまでの我国の医療や福祉は極めて、「対症療法」であつたと思います。例えば医療においての疾病をいかに早く見つけ早く治療するかという課題は、それ自体大変重要であり、今後も引き続き専門家の皆さんの研究に期待しておりますが、健康を個人の問題としてのみとらえるのではなく、個人をとりまく環境にまで目を向けて、「健康づくり」を科学的に追求することが重要だと思えます。そして、健康を増進する環境因子を増やし、逆に健康を阻害する因子を減らしていく作業を、地域や社会全体で取りくむことが、求められていると思います。本来、「保健」とか「公衆衛生」と言われてきたことは、平たくいえばこの「健康づくり」の方法(プロセス)だと思えます。しかも、今後の「健康づくり」は、健全な人間だけの課題ではなく、「どんな状態にある人々」にとつても、「自己実現が出来ること」をも目標とする営みになっていかなければなりません。

こうしたことから、初めて、医療の出番があり、生活の面から福祉の出番が出て来ると思つています。即ち、どんなに健康づくりを徹底しても、人によつては、病氣を得たり、体が不自由になることが避けられないのが現実です。そうした人々が、自己を実現する権利を保障していくことが、これから

の社会保障の基本になくはなりません。現在高齢者の約五%が加齢により介護が必要かもししくは、生活支援を必要とすると言われていきます。そしてその内、在宅の高齢者の支援や介護は、ほとんどが家族の手によってなされているのが現実です。しかも、実際の介護者は、女性でしかも介護者自身が、高齢者ということが言われています。今の介護実態の悲惨さは、介護を受ける側も介護をする側も、いったんその事実(介護の必要な高齢者を家族に持つこと)が発生するや、一部の例外をぞいで、極めて深刻な事態となつていきます。例えば、介護の疲れからの心の中や、介護をする方の急病死のための介護を受けていた高齢者餓死等は、だれもが遭遇する可能性のあることです。ところが、身近にそのような高齢者を持たない人々、若い人々にとつては、大変イメージしにくい場面であることがこの「介護の社会化」を今いち、遅らせている原因と私は考えています。医療保険の場合の皆保険化は定着してしまつた感がありますが、病氣に比べて、被保険者にとつての要介護の発生確率が小さいことが、コンセンサスが得にくいことの原因となつていきます。そうしたことから、介護を現実体験している人にとつては、とても深刻な問題であるにもかかわらず、介護を必要としない場面に生活している人にとつては、まさに他人事であるわけです。

ではなぜ今介護を社会化する介護保険を導入しようとする必要があるのでしょうか？

それは、今後益々進んでいくと予測される少子化・高齢化社会への準備ととらえているからです。即ち現在の高齢者に対する要介護・要支援の手だては、かろうじて現行の措置制度で対応できている(私は不十分、不公平と思つているが)かもしれませんが、ここ一五〜二五年内には、高齢化率がピークになり、とても現行では対応出来ないと考えられているからです。しかも、我国の人口構造を見ると、ピーク時の人々は、第二次世界大戦敗戦後のベビーブームのいわゆる団塊の世代にあたります。この世代の人々が育つてきた社会情勢から得た「価値観」は現在の高齢者のそれとは、およそ比べることが困難であることは明らかです。即ち、自己の主張と民主主義的権利の中で育つてきた人々の時代の介護をルールとして築き上げる作業は決して避けて通れないこの国の大きな課題に他ならないからです。こうした近未来の国の政策として今回の公的介護保険を私はとらえています。

地方自治体(介護保険の保険者)は、どう受けとめていくか

今回の介護保険法は、国のレベルでの論議は成程多くの時間をかけてなされてきたことは間違いないことではあります。残念ながらその実施主体

となる市町村の段階での議論は、まだまだ不十分であると言わざるを得ません。市町村にとって国や県は依然として「上部機関」として存在し、自治体の政策の大部分が、国の指導に基づいたものであるために多くの市町村当局は、介護保険法を主体的に担うという気持ちになりきれないのが現状ではないだろうかと思えます。「国が決められたことから仕方なしにやらなければならない」「財政的には第二の国保になるのが心配だ」「うちみたいな過疎の町に十分なサービス供給量が確保できるだろうか」等々の不安な面が先行して、議論の糸口も見つけ出せないでいる市町村も多いことだと思います。私の町でもやつと庁内のプロジェクトチームが議論を開始し始めたところです。

今までの市町村における福祉政策は、受益者の申請に基づく行政処分(措置)として実施されてきたものであり、しかも予算の範囲内でのみ実施可能な事業でした。しかし、今回の介護保険法は、保険料負担から生じる権利としてのサービスをいかに提供するかという営みであるため、各市町村の保険料収入の試算から、法施行時(平成一二年四月)の要支援・要介護者の具体的数とサービス必要量の試算、サービス実施のための人材や施設の確保を独自に計画しなければならぬこととなります。こうした問題を、「国から強いられる」と見るのか「国や県からの不要な介入を排し自らの地域で、地域独

自の政策を創ろう」とするかは、すべて各市町村の自主性にかかっていると言えらると思えます。ただ、そのためにいくつかの条件を付すとすれば、一つは、財政的不安の解消を国レベルで行うこと。二つめに、サービス提供量確保には、人口の過疎過密に左右されるため、人材の確保や、施設サービスの地域間格差を解消するための広域的施策が必要であり、県にその任務を持たせること。等が上げられます。

介護保険は高齢者福祉の総てではない。あたり前のことではありますが、何かしら、介護保険法が今後の高齢者福祉の総てであるかのようにとらえられるような危険性を感じている私としては、あえてこのように言っておきたいと思えます。法施行時四兆二千億円とされている介護のための予算は、それだけではとうてい高齢者の皆さんへの福祉の充実に足りる金額ではないという事です。即ち、この保険は、あくまで在宅、施設介護のためのものであって、認定外の方々への、あるいは、認定外の福祉サービスは、当然として充実していかなければならないものとして依然として存在するという事です。そのためには、国は今まで以上に社会保障のための予算を増やさなければならぬと考えています。又、福祉の最先端での担い手としての市町村においても、その予算の重心を保健・福祉の民生部分へシフトがえすることが

求められていると思えます。かつて、福祉は「行政のお荷物」といった風潮があったと思いますが、果たしてそうだろうかという問題意識を持っています。

人によっては、競争こそが経済を向上させると主張する方々がいます。過度の競争社会の行き着いた先が、我が国の現状だとすれば、別の方法をあみ出していく知恵と勇気を持つことも必要ではないだろうかと思っています。経済には不案内な私にはこれ以上の意見は持ちあわせていませんが、ともかく高齢者福祉の充実のために、介護保険法を有効に機能させることこそ重要であると考えています。

介護保険法準備は、住民参加のもとで行おう。

介護保険法の実施方法は、未だ未整理な部分が多分にあります。そのため市町村(保険者)としても実施計画策定にあたって大変苦労が多いと思いますが、まず第一に大事にしたいことは、要支援者、要介護者の方々の思いや、要求を正しく把握することだと思います。

そのためには、一人一人の思いを既成概念にとらわれずに聞き歩くことから始めなければならぬと考えています。これは、従来の日本の行政の手法とはなじみの薄い手法であるために、最初は若干のとまどいがありますが、他にやり方が無いとすればやるしかない

のです。そうしている内に、該当者とその家族、地域の人々との会話が生まれ、いわゆる住民参加の行政の道が開けていけるのではないかと、私は密かに期待をしています。

また介護保険法を動かしていく全ての関係者との話し合いを開始することが、次に必要であると思えます。行政(保険者)が担う役割、施設の役割、医師やその他の医療関係者の役割、サービス提供者(民間機関も含む)の役割、社会福祉協議会の役割等々、様々な人、様々な機関が力を出し合って初めてその地域の福祉の総合力が発揮できるのだと信じています。各々の力がバラバラの方向を向いていたのでは、サービスを受ける側(広くは住民)にとつては良い迷惑です。関係者の目標を一つにし、その目標に向かって役割を果たし合う。その結果が、市町村(地域)の福祉力として評価できるように、お互いの立場を認めながら話し合いを始めて行きたいものだと思います。その調整役を果たすのが行政であると思っています。

#### 社協と介護保険法

社協とひと口で言っても、市町村によつて、その成り立ちや歴史、人員構成、取りくんでいる事業等が多少違っているのでも「介護保険をかく取りくむべし」と言えるものではないと思えます。そこで私なりの介護保険法施行のために、市町村社協に期待することに

ついでお話ししたいと思っています。  
(一)福祉のプロとして行政をサポートする社協

行政の仕事の下請けでなく、行政でも民間でも出来ない独自の福祉活動を展開してほしいと思っています。

(二)介護保険法のサービス提供機関としての社協

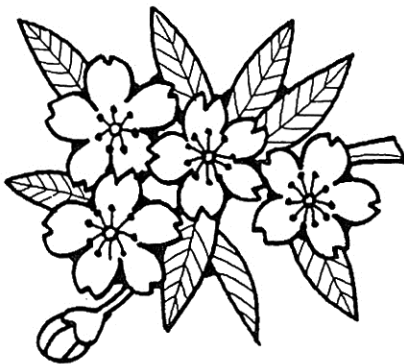
多くのホームヘルパーが所属する社協は、介護保険法のサービス提供機関として中心的役割を担うこととなると思います。そのためには、質、量ともにさらに充実したものとならなければならぬと思います。又、サービスには民間参入が必ずです。各地域のサービスの公正性、公平性を図るためにも社協によるサービス提供が必要です。  
(三)ケアコーディネイト機能を持つ社協

サービスの提供のみならず、市町村内の高齢者に対するケアコーディネーターとしての機能が一元的に求められてきます。その担い手として社協に期待しています。(もちろん、行政の責任を回避するものではありませんが。)

おわりに

思いつくままに、お話ししました。各市町村、各社協の現実に合わないことを申し上げたのではないかと若干心配しています。しかし世の中は大きく変わろうとしていますし、又、ある意味では、変えてしまわなければいけないものもあると思います。

実は、先の六月の豊津町長選挙で私  
が第一に訴えたかったのは、今までの  
我が国の常識や、あたり前の事が、どう  
も国際的には少しズレて来ているので  
はないか、しかも政治や行政は、国民  
(住民) 感覚とかみ合わなくなっ  
てきているのではないかと、という問いかけ  
でした。そのズレや相違が何であるか  
は今明確に示すことが出来ないのです  
が、少なくとも今国民(住民)の求め  
る目標がこれまで求めてきた目標(国  
が定めたもの)とは異なるものである  
と言うこと。そしてそれは、新たに国  
民(住民)の総意で創り上げるべきも  
のであることだと思っています。  
主権在民。真の民主主義の確立。そ  
のため地方分権の作業はやっとな、  
住民参加での自治体政策づくりとして  
の介護保険準備という形で緒についた  
ばかりだと思っています。



### 〈連載〉県内名物ボランティア

県内にはさまざまな分野で活動を行っているボランティアの方々がいらっしゃいます。

その中でも特に興味深い活動をされている方々にスポットをあてて登場していただき、それぞれの思いを語っていただきます。

第二回目は、吉富町よりボランティア太陽の会の若山カズさんをご紹介します。

若山さんは、阪神大震災への支援活動に参加され、実際に現地で活動をされて来られました。

の苦難を乗り越えることが出来た。

主人は、昭和六〇年になつたら、この学習を生かして、地域で福祉活動を夫婦でする事を念願していた。しかし、病床につき昭和六一年一月に、志を全う出来ず「ガン」で亡くなった。

主人の意志を引継ぎ、平成元年五月より、心と身体がボランティアとして動き始めた。新吉富村の特別養護老人ホーム安雲拓心苑へ一人で行き、「ボランティアをさせて下さい」と訪れたのが、私のボランティアの第一歩だった。

#### (一)ボランティア活動の実際

高齢社会も二一世紀には、二〇%を上回る、超高齢社会になるであろうと、新聞やニュースで知るようになっていた。

明治、大正時代を生きてきた人達が「生きていて良かった」と思える様、私は人生のたそがれがまえを、「夕映えのように美しく高齢者へ愛の手をさしのべてあげられたら」という気持ちがいつしか湧いていた。

平成二年吉富町ボランティア「太陽の会」が発足した。当初は高齢者への愛の弁当作りからだった。私は体験を生かして施設奉仕グループとして拓心苑で、入浴介助、食事介助、車椅子の介助、話し相手と、研修を兼ねた奉仕活動を始めた。現在の奉仕は特養二ホーム、それとは別に年一回特養五ホームへ訪問に行っている。

施設奉仕も喜びもあれば、悲しみも

(一)ボランティア活動を始めたきっかけ  
昭和五〇年九月より毎朝五時から一時間、「明るい家庭づくり」を心の教育として二〇名で学習を始めた。  
当時の町長・公民館長・教育長は、朝の学習を体験して戦後の社会の家庭教育の崩壊防止に役立つ学習として認められ、公民館を貸して頂き、平成八年八月まで二〇年間一貫実施する。私は家庭において、教知れぬ苦難があったが、生涯学習を続ける事により、そ



神戸のボランティア末岡和子さん (左) と共に

あった。「させて頂きます」の真心が入所者との交流になり信頼となつてスキップが出来るようになった。高齢者には、やさしい言葉が一番大切であり、言葉ひとつで「生きていて良かった」と喜ばれる事が多い。  
一番悲しい事は、高齢者ゆえ、いつ別れが来るか分らない。訪問してベッドが空いている時が一番悲しい。亡くなったと聞いて悲しさを我慢して帰り、夜、床に入ると、亡くなった人とのエピソード等を思い出し、涙が止めどもなく枕をぬらす事もあった。  
施設奉仕の体験を生かして、平成三年四月より吉富町老人クラブの支援活動員を公民館より依頼される。町の誕生会を毎月一回手伝うようになり、地域の高齢者の方々と交流が現在も続いている。

私は、平成七年一月一七日の阪神大震災のニュースを見て、行き場を失った高齢者の姿が目についた。二月二日に三泊四日の阪神大震災への支援活動に行く新聞記事を見て、参加を申込んだ。六八歳の年齢を忘れ、私にも何か出来る事があると信じてお願いしOKの返事をもらう事が出来た。  
中津市、豊前市、下毛郡の二〇代から四〇代の若い人達三九人で行動した。地域を越え、年齢を問わず共に喜んで活動した。志を一つにした人達とのボランティア活動は生涯の宝となった。  
私の役目は四千食の準備で五升炊き炊飯器六個のご飯炊きだった。私は、神戸市東灘区魚崎の四ヶ所の避難所で温かいご飯とお汁を作った。被災者の方々は、手を握って離さなかった。悲しみや苦しみは、大震災の傷跡を現実に見た人でないと理解出来ないと思う。避難所から帰り、礼状やコールサービスで、必要な物資を援助する事も出来た。  
東灘区の末岡和子さんを新聞で知る。彼女は現地のボランティアをしていた。神戸へ吉富町の手作り生姜せんべいを送り、それを末岡さんは私が二月に行つた四ヶ所の避難所へ小袋に入れて届けてくれた。その喜びの礼状が届いた。  
末岡さん宅前の公園に川井仮設住宅が建っており五〇人の一人暮らしの老人達が入居していた。「孤独死をしている人が出てきているので、若山さん助けて」と電話があり、平成八年六月八日より二泊三日の予定で神戸へ二度目

の支援活動に出発した 仮設住宅の五〇人と魚崎の老人ホームにも末岡さんと訪問したが、九州から六八歳の高齢で来てくれた事を「生きる励ましになった」と喜ばれた。それ以来神戸への支援活動は今でも続いている。  
この小さな吉富町のボランティア活動が、神戸の大震災のボランティアとして、行政の手の届かない神戸の路地裏に愛の灯を燈してあげることが出来、今、困って苦しんでいる人への愛のネットワークは「高齢者と共に生きる喜びに点火した。」  
(三) ボランティアの立場から見た吉富町公民館での「生涯学習」心の教育の場は、ボランティア活動の対人関係の和作りに役立った。こういう場を貸して頂いた行政への感謝の心で一杯である。  
(四) 社会福祉協議会への要望・期待  
吉富町ボランティア「太陽の会」も愛の弁当作りを母体に現在九つのグループで一四〇人の会員が活動している。私も平成元年の一人歩きから、今は会長を兼ねて、高齢者へのボランティアとしての体験が出来たことは、社協の暖かい協力を頂いているからだと感じている。社協や行政では、タッチ出来ない部分を、私達の活動で役に立てれば良いし、それが喜びでもある。そして、社協とボランティアの関係

を、今まで以上に深められればと思う。  
■経験年数 一年七カ月  
■趣味・特技 文部省認定唱歌を歌うこと  
■メッセージ  
「社協臨時職員募集」年齢四五歳まで」という告示を目にした途端、長年しまい込んでいた私のやる気と情熱が激しく燃え上がり、「よし!! チャレンジ

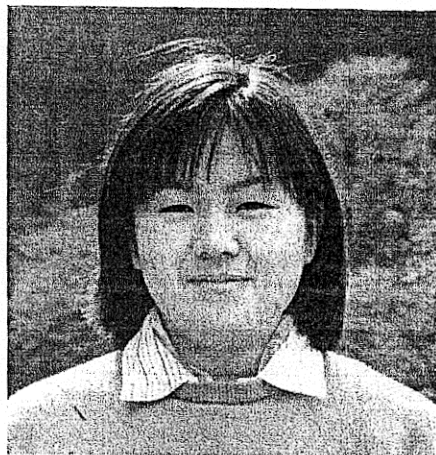


大島村社会福祉協議会 遠藤 直子

新人紹介  
明日花咲け

してみよう」という気持ちになったのが昨年三月末のことでした。五月に採用が決まりましたが、専業主婦が長かっただけに不安ばかりが大きくて勤務し始めた頃、どんな仕事をこなしていたか今だに記憶に残っていないくらいです。正式な社協職員が一人もいない中、法人化手続きに向け無我夢中で走り抜いてきた数カ月間でした。全ての手続きを終えて「認可書」を手にした時には、もしかして私の名が大島村史に残るのではないかと思ったほど大役を果たした気持ちでいっぱいでした。

現在、社会福祉主事認定講習会参加中です。学び始めて間もなく、現役でバリバリ働いていた義父が突然倒れ入院することになりました。すでに入院中の祖母もいましたので、一度に二人の障害者をかかえるようになり福祉とは何たるかを自らの問題として深刻に受け止めながら学ばせていただいております。『人格高潔で思慮円熟、社会福祉の増進に熱意があること』という福祉主事精神を原点におき、皆に親しまれる福祉活動専門員を目指して努力してゆくつもりです。産声をあげたばかりの大島村社協を「まなこ仲間」の皆様、どうぞ温かいまなこで見守って下さいますようお願い致します。



**志免町社会福祉協議会**

力丸 美果

■経験年数 十一カ月  
■メッセージ

希望の社協職員になることができ、嬉しさと期待いっぱいでした。入社して半年が過ぎました。忙しさや疲れで、また失敗の繰り返しで、たまに遠くに行きたくなる日があります。そんな日は、私の変な趣味の一つの「地図を見ること」で行った気分になります。しかし本当に旅行に行きたくなって、「一週間仕事休んでいいかな?」なんて悩んでいます。

学生時代に、レクリエーションの資格を取得しましたが、現場に出て実践するととなると、とても難しく、恥ずかしく、上手にいきません。しかし、レクの楽しさをみなさんに提供できればと思っています。

今はまだ、他人の意見を鵜呑みにす



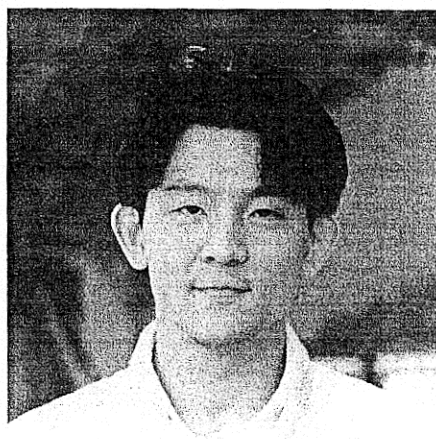
**田主丸町社会福祉協議会**

相良 昭宏

■経験年数 十一カ月  
■趣味・特技 映画、柔道、歌  
■メッセージ

ることが多いです。これからは、自分の意見を持って「謙虚かつ剛健」に努力していきたいと思っています。

はじめまして。田主丸町社会福祉協議会において福祉活動専門員をさせていただいている相良です。平成一〇年の四月からですが、なかなか仕事に慣れず先輩方に御迷惑をかける日々が続いています。私自身は大学で学んだことを職場で生かせればと思っていたのですが、実際のところは、なかなか生かしていかないことに焦りを覚えるばかりで、自分の力不足、経験不足を感じざるを得ません。そんなわけで私にとっては学ぶべきことが多いのですが、特に自分の中では、地域の人から学び



**浮羽町社会福祉協議会**

國武 竜一

■経験年数 十一カ月  
■趣味・特技 スポーツ・レクリエーション・キャンプ  
■メッセージ

得ることが非常に大きく、今は、人を知り、地域を知ることの大きさを感じつつ仕事をさせてもらっています。現在も日々これ勉強だなあと大いに感じています。

今後も学ぶことに貪欲な社協職員でありたいと思っています。こんな生意気な若僧をどうぞよろしく願います。

今年から社会福祉協議会に、地域福祉活動コーディネーターとして入りましました。

昨年までは、福岡市の体育館で勤務していましたが、比較的年齢も若く、身体も自由に動く方々を対象にス